

○登米市部長等連絡調整会議規程

平成17年4月1日

訓令第3号

(設置)

第1条 市政に関する各種施策の周知及び協力、事務事業の総合調整並びに情報及び意見の交換を図るため、登米市部長等連絡調整会議（以下「会議」という。）を置く。

(会議)

第2条 会議は市長が主宰する。ただし、市長が不在のときは副市長が、市長、副市長ともに不在のときは総務部長がその職務を代行する。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 病院事業管理者
- (5) 各部長
- (6) 会計管理者
- (7) 各支所長
- (8) 危機管理監
- (9) 福祉事務所長
- (10) 少子化対策推進監
- (11) 環境事業所長
- (12) 医療局次長
- (13) 上下水道部長
- (14) 消防長
- (15) 議会事務局長
- (16) 農業委員会事務局長
- (17) 監査委員事務局長
- (18) 選挙管理委員会事務局長

2 前項の者が不在のときは、その代理者が会議に出席するものとする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、必要に応じ、関係部局の課長等を会議に出席させることがある。

(会議の開催)

第4条 会議の定例会は、毎月10日（その日が休日に当たるときは、その翌日）とする。ただし、都合により変更することができる。

2 臨時会議は必要に応じ、その都度開催するものとする。

(議題等の提出)

第5条 会議に付すべき議題等があるときは、その趣旨及び資料を会議の開催前2日までに関係部局の長から総務部長に提出するものとする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、総務部市長公室で行う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第13号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日訓令第31号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日訓令第24号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日訓令第21号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令第7号）抄

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。